

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に 基づく検証結果(光サービス卸)

令和5年12月19日

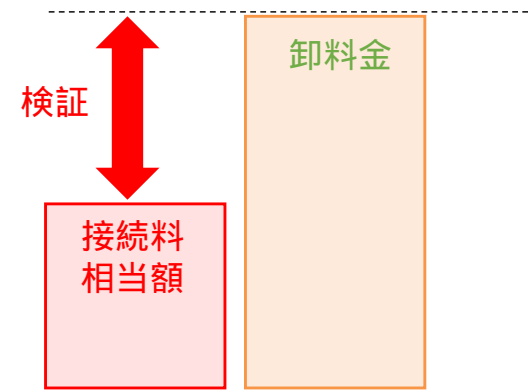
事 務 局

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証(光サービス卸)

- 本研究会での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本がその他の検証及び時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

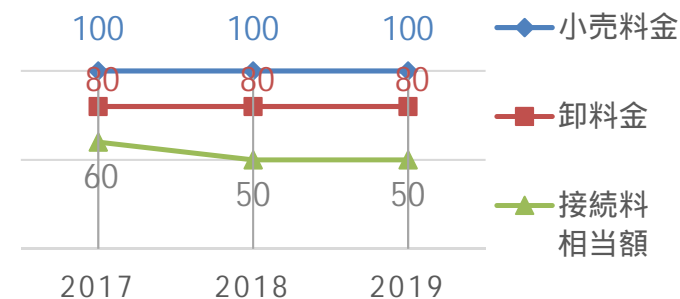
その他の検証

- 接続料相当額と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。
接続料相当額には、役務提供の際に必要な営業費は含まれない。
- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



(参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証スキームの概要

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

ステップ 検証の必要なし

検証ステップ - 1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保
手法：適正原価＋適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

代替性
なし

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

検証ステップ - 2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保
手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性
不十分

総務省による
妥当性評価 なし

「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

- 「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を**自ら検証**。
- 差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、**と の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分を比較し、NTT東日本、西日本はそれぞれ妥当であると自己評価**。

NTT東日本・西日本 (以下「NTT東」及び「NTT西」という。) による自己評価の概要

- 令和4年度の**卸料金と接続料相当額との差額は、NTT東で〇〇円、NTT西で〇〇円と、卸料金に対して概ねNTT東で4割強、NTT西で4割弱程度**。
- 光サービス卸の**卸料金で回収するコスト**としては、1ユーザあたりの接続料相当額に加え、主に**光サービス卸の運営に係るコスト**及び**卸先事業者の支援に係るコスト**がある(それぞれの具体的な費用項目は4ページ参照)。
令和4年度の①と②の合計の**概算額は、NTT東で〇〇円、NTT西で〇〇円**。 ※指定電気通信役務損益明細表におけるFTTHアクセスサービスの営業費用を基に推計
- 上記の**卸料金と接続料相当額との差額は**、①②のコストに加え、5ページ以降に記載する6つの観点も踏まえ、**妥当なもの**と考える。

NTT東

b) 卸料金 (〇〇円)

NTT西

b) 卸料金 (〇〇円)

(参考) 「接続料相当額」の内訳(フレッツ光ネクスト・戸建の場合)

NTT東

NTT西

回線管理運営費 屋内配線 光分岐端末回線 光主端末回線 局内スプリッタ4分岐 光信号伝送装置 NGN ONU その他の設備

■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■令和2年度 ■令和3年度 ■令和4年度 ■令和5年度

回線管理運営費 屋内配線 光分岐端末回線 光主端末回線 局内スプリッタ4分岐 光信号伝送装置 NGN ONU その他の設備

■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■令和2年度 ■令和3年度 ■令和4年度 ■令和5年度

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

光サービス卸の運営に係るコスト

(1) 注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹障範囲の確認及び復旧対応

(2) 契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オーダ履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等)、契約書の標準化・契約変更等に伴う事業者個別の進捗管理・状況把握・報告、卸先事業者の更なるリモートワーク推進に向けた電子契約(クラウドサイン)の利用促進、各種問い合わせ対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時における減免対象ユーザ等の特定・管理または解除 等

(3) 料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者が被災した際の減免処理、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした有事の際の支払期限延長等の対応 等

(4) 問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】 本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社(NTT東日本・西日本)フレッツ光への戻し対応)、新型コロナウイルス感染症拡大による卸先事業者の問い合わせへの対応

(5) 開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】 新たなサービス卸の検討(フレッツ光クロス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー、フレッツ光クロス集合住宅向けの提供開始、フレッツ光ライトプラスの提供終了に向けたマイグレーション施策の検討、NDA契約締結に向けた団体協議の実施等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1) 卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】 面的な地域の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2) 奨励金(光サービス・付加サービス)

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売、フレッツ光ライトプラスからの品目変更に対して奨励金を設定

(3) 割引(工事費)

光サービスの移転工事費 \square コロナ禍におけるリモートワーク推進に向けた集合住宅におけるVDSL・LAN配線方式から光配線方式への移行工事費 \square 施策の継続(NTT東のみ)、フレッツ光クロスの初期工事費 \square 施策の開始(NTT西のみ)、フレッツ光ライト・フレッツ光ライトプラスからの移行工事費 \square 施策の開始、光回線の申込キャンセル抑止に向けた新たな支援金の設定(NTT西のみ)等

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

(○ 上記の卸料金と接続料相当額との差額は、①②のコストに加え、以下の6つの観点も踏まえ、**妥当なもの**と考える。)

1. 新たなサービス開発や設備増強に係る投資への対応

- IoTの活用等通信の利用形態・用途の多様化やモバイルのオフロードの進展等によるインターネットトラフィックの増加傾向の継続(直近3年間で年3割程度の伸び)を背景に、料金の低廉化だけでなく通信品質の向上を求める声が高まる中、都市部を中心に競合事業者が大容量・高速サービスを開始したことを踏まえ、フレッツ光クロスの提供を開始したように、今後もこうした市場環境、競争状況の変化に対応する必要があること

2. サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応

- これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、新たなスキームとなるフレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、サービス提供開始後にも「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充(2018年度)」、「『事業者変更』の導入によるシステムの大規模改修(2019年度)」、「契約書の標準化・片務的条項の改正・契約変更に向けた全事業者への個別対応等(2020年度)」、「事業者要望に基づく注文受付システムの機能改善(2021年度・2022年度)」等、累次の開発等の対応を行っており、今後も継続的にこういった対応が必要であること
- 直近では、「卸先事業者からの要望をカウント、結果をフィードバックする仕組み」によって受付を行った100件超の要望について、検討やシステム改修等の対応を行っていること(2022年10月～2023年3月までに受付を行った106件の要望の内、対応が完了したもの^(※)は52件、一部対応が完了したものは39件)

3. 今後の事業者要望や設備老朽化等への対応

- 今後も、既存の卸先事業者からの様々な事業者の運営コスト低減にも繋がるような要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、これまでの「事業者変更」や現在進めている「シェアドアクセス方式によるFTTH回線との引込線転用」のように新たなスキームの導入等に取り組んでいくこと、また、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえる必要があること(当年度の接続料相当額には、今後の設備投資に係るコストは反映されていない。)

4. 過去数年における接続料相当額の一時的な低廉化

- 過去数年における接続料相当額の大幅な低廉化は、次の一時的な要因を含むこと
 - ✓ コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響
 - ✓ 2019年度に実施した光ファイバケーブルの耐用年数見直し(2022年度における影響額は、NTT東で戸建▲円、集合▲円、NTT西で▲円、集合▲円であるが、これは減価償却費の将来への先送りに過ぎない。)
 - ✓ 加入光ファイバ接続料における過去分の乖離額調整の影響(実質的なコストは低減していない。)

(※) 卸先事業者からの要望を実現したものに加え、将来的に要望を実現することが決定した旨回答したもの、対応不可等を理由に実現しないことが決定されたものも含む。

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

(○ 上記の**卸料金と接続料相当額との差額は**、①②のコストに加え、以下の6つの観点を踏まえ、**妥当なもの**と考える。)

5. 今後における需要やコストの見通し

- ・ 次の点を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでの1回線あたりコストの低減は見込めず、現に2023年度の加入光ファイバの接続料は前年度と比べ上昇していること
 - ✓ コロナ禍における光サービスの特需の一巡や、5G対応ホームルーター等の家庭用ブロードバンドアクセスサービスの多様化等の影響により、今後の光の需要動向はより一層厳しいと想定されること
(参考) 直近の(NTT東日本・西日本における)光サービスの純増数の推移
(NTT東) 2022年度上期: +12.3万回線 ⇒ 2023年度上期: ▲0.2万回線
(NTT西) 2022年度上期: +9.7万回線 ⇒ 2023年度上期: ▲0.2万回線
 - ✓ 経済・社会情勢の変化による人件費や原材料費、燃料費の高騰
 - ✓ メタル回線も含めた固定通信市場全体の需要縮小により、電柱・土木設備などメタル回線と共有する設備の1回線あたり負担額が上昇する見通しであること

6. 光サービス卸のビジネスモデル

- ・ 光サービス卸は、次の考え方を前提としたビジネスモデルとなっているため、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではないこと
 - ✓ 自ら設備を設置する卸元事業者(NTT東日本・西日本)は、サービス提供開始当初から将来の需要を見越した設備等への投資を行い、中長期の需要でその投資が回収可能となること
 - ✓ 現在および今後の需要動向や市場環境等の変化に対応するため、初期投資を回収していない段階においても断続的に追加投資が発生すること
(光サービス卸による提供形態は、需要の多寡にかかわらず一定の利益率が確保可能なビジネスモデルであり、初期の設備投資リスクを伴う自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。)

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- ・ 今後も、Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのため、個々の要望に応じたサービスメニューの提供(※)により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。
(※) 例えば、アプリケーション用のサーバからIoT端末まで運営サポートとセットで提供することでIoTを推進する卸先事業者の支援等を検討
- ・ 卸料金の水準についても、卸提供開始から2022年度までに複数回にわたり自主的に値下げを実施している。さらに、現に2023年度の加入光ファイバの接続料が上昇しているように、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、卸先事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため、2023年9月に更なる卸料金値下げを実施。
- ・ なお、卸料金水準の妥当性について、卸先事業者にご理解をいただくため、従前からの協議での説明に加えて、2023年度より次の対応を行っており、今後も丁寧な説明等を行っていく考え。
 - ✓ 2023年6月の省令改正に合わせて、卸先事業者から具体的な要望をいただく前に、光サービス卸（FTTHアクセスサービス）の接続料相当額指数を卸先事業者向けHPに自発的に開示

NDA契約締結に向けた団体協議の実施

- 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金の反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証。
- 卸料金については、今回の検証対象である令和4年度までに複数回にわたり値下げを実施しており、また、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、**令和2年度～令和4年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東、NTT西それぞれ妥当と自己評価。**

○ また、今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、**令和4年度末までに戸建住宅向けで累計 円、集合住宅向けで累計 円、10Gb/sメニュー(クロス)で累計 円の値下げを実施し、令和4年度末までの卸料金の累計値下げ額は東日本・西日本総計で 億円規模(NTT東: 億円、NTT西: 億円)**である旨が報告された。

○ そのほか、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではありますが、光コラボレーション事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」、令和5年9月に**戸建住宅向けで 円の値下げを実施**したことが報告された(なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接続料相当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に関する接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、補足説明があった。同試算についても合わせて次ページ以降において参考として記載している。)

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- 卸料金は、NTT東日本・西日本ともに光サービス卸開始以降、今回の検証対象である令和2年度から令和4年度までに、**戸建を 円(令和3年7月に▲ 円)、集合を 円(令和3年7月に▲ 円)、クロスを 円(令和3年9月に▲ 円)値下げ**している。
- **1ユーザあたりの接続料相当額**と卸料金の関係は、下表のとおり(「低減額」及び「低減率」は令和2年度から令和4年度までの低減額及び低減率)。

NTT東

		R2	R3	R4	低減額 ^(※2)	低減率 ^(※2)
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					14%
	卸料金					3%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					13%
	卸料金					2%

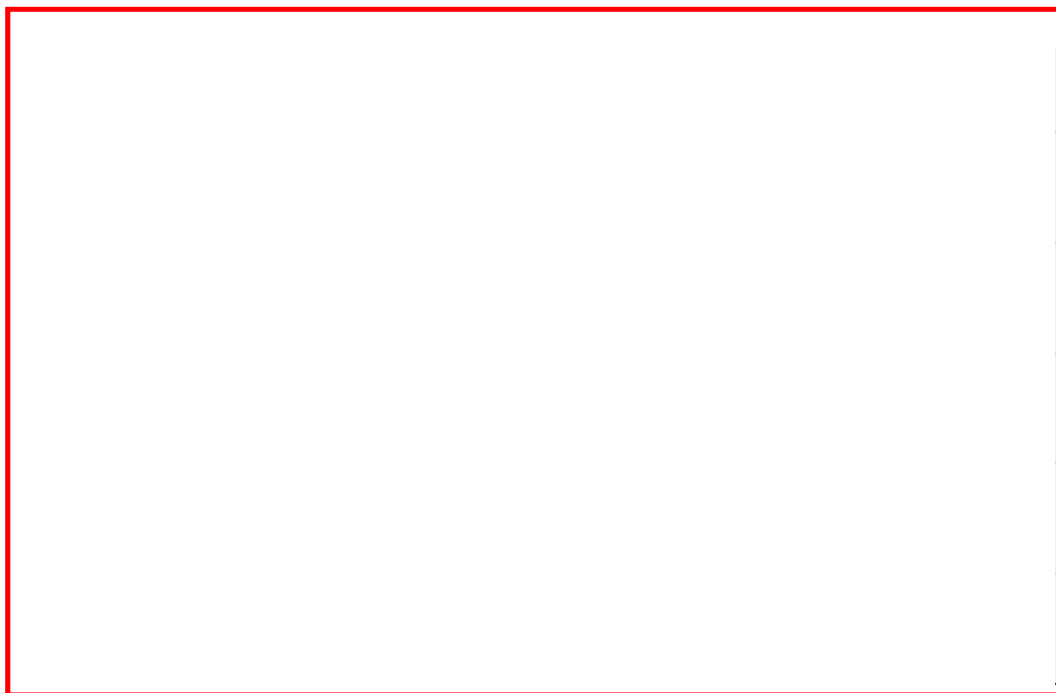
NTT西

		R2	R3	R4	低減額 ^(※2)	低減率 ^(※2)
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					15%
	卸料金					3%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					13%
	卸料金					2%

(「戸建」は戸建住宅向けメニュー(フレッツ光ネクスト ファミリータイプの卸)、「集合」は集合住宅向けメニュー(フレッツ光ネクスト マンションタイプの卸の各方式・プランの加重平均))

- 戸建と集合住宅の加重平均により算定した接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和2年度から令和4年度までの変化としては、**NTT東では、接続料相当額 □円減少、卸料金は □円減少、NTT西では、接続料相当額が □円減少、卸料金は □円減少**している状況。
- なお、令和4年度から(会計整理前のため参考値として示された)令和5年度までの変動については、**NTT東で接続料相当額は □円上昇、卸料金は □円減少、NTT西で接続料相当額は □円上昇、卸料金は □円減少**となっている。

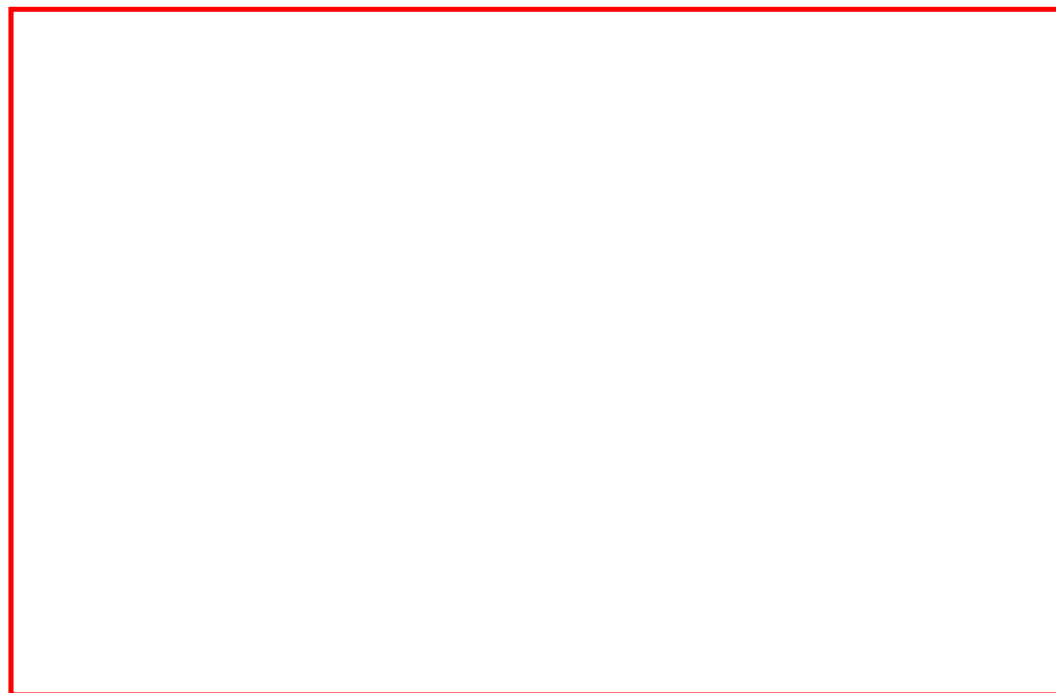
【NTT東 全体平均(※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT東)
- 卸料金 (NTT東)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

【NTT西 全体平均(※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT西)
- 卸料金 (NTT西)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」の各方式・プランの加重平均、「フレッツ 光ライト ファミリータイプ」及び「フレッツ 光クロス ファミリータイプ」の加重平均。なお、フレッツ 光クロス マンションタイプについては、卸提供を開始した令和4年度より追加。

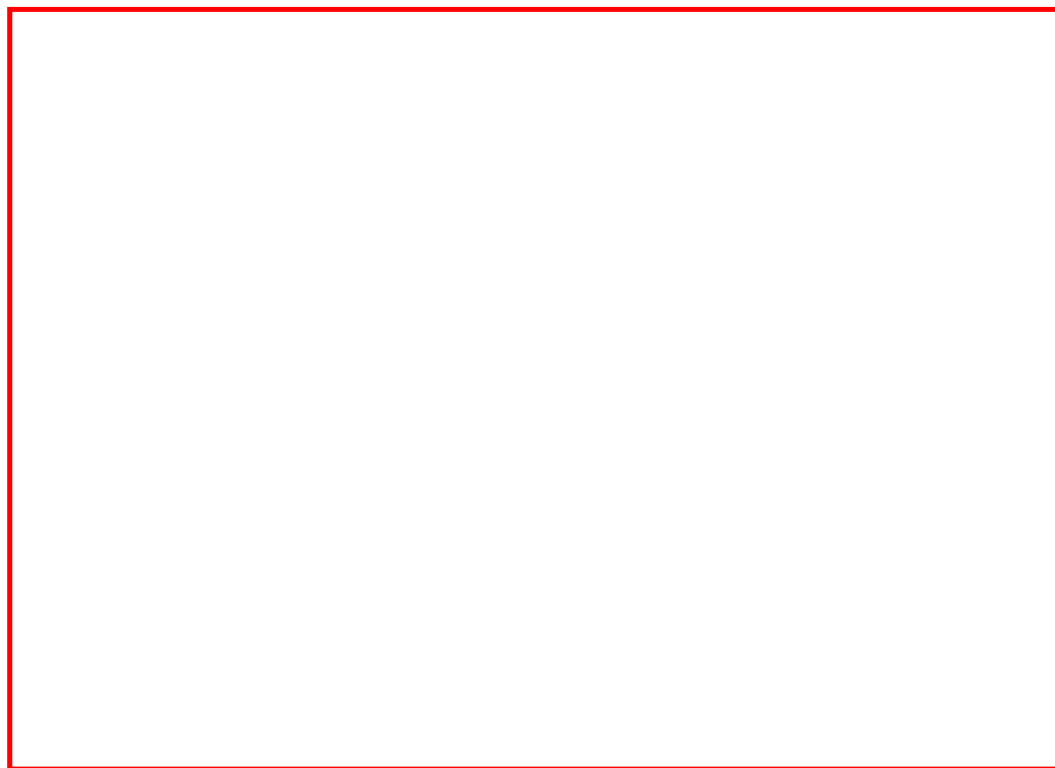
(注1) 小売料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和4年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和5年11月30日時点の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和5年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和6年度については、認可申請予定料金と接続料算定上の予測収容率を基に算定。令和7年度については、加入光ファイバは認可料金(ただし、令和6年度に考慮した乖離額を反映)と接続料算定上の予測収容率を基に算定その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定)

- **戸建**における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和2年度から令和4年度までの変化としては、**NTT東では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少**している状況。
- なお、令和4年度から(会計整理前のため参考値として示された)令和5年度までの変動については、**NTT東で接続料相当額は□円上昇、卸料金は□円減少、NTT西で接続料相当額は□円上昇、卸料金は□円減少**となっている。

【NTT東 戸建(※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金(NTT東)
- 卸料金(NTT東)
- 1ユーザあたり接続料相当額(NTT東)

【NTT西 戸建(※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金(NTT西)
- 卸料金(NTT西)
- 1ユーザあたり接続料相当額(NTT西)

※ フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

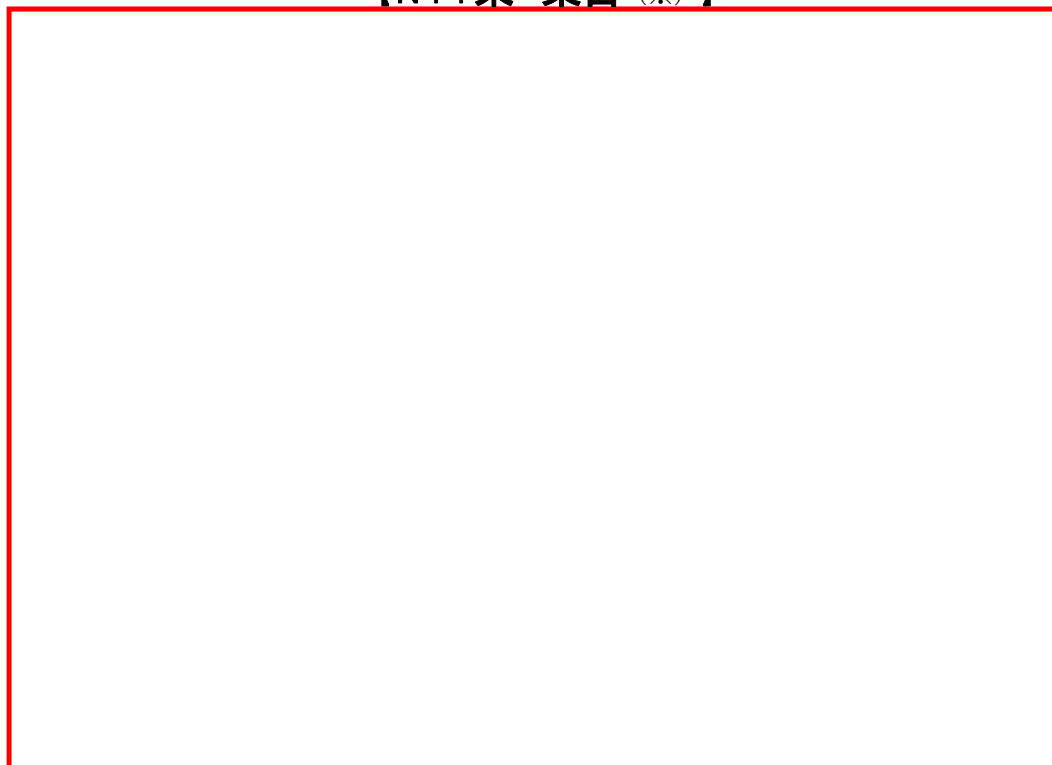
(注1) 小売料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和4年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和5年11月30日時点の金額を記載。

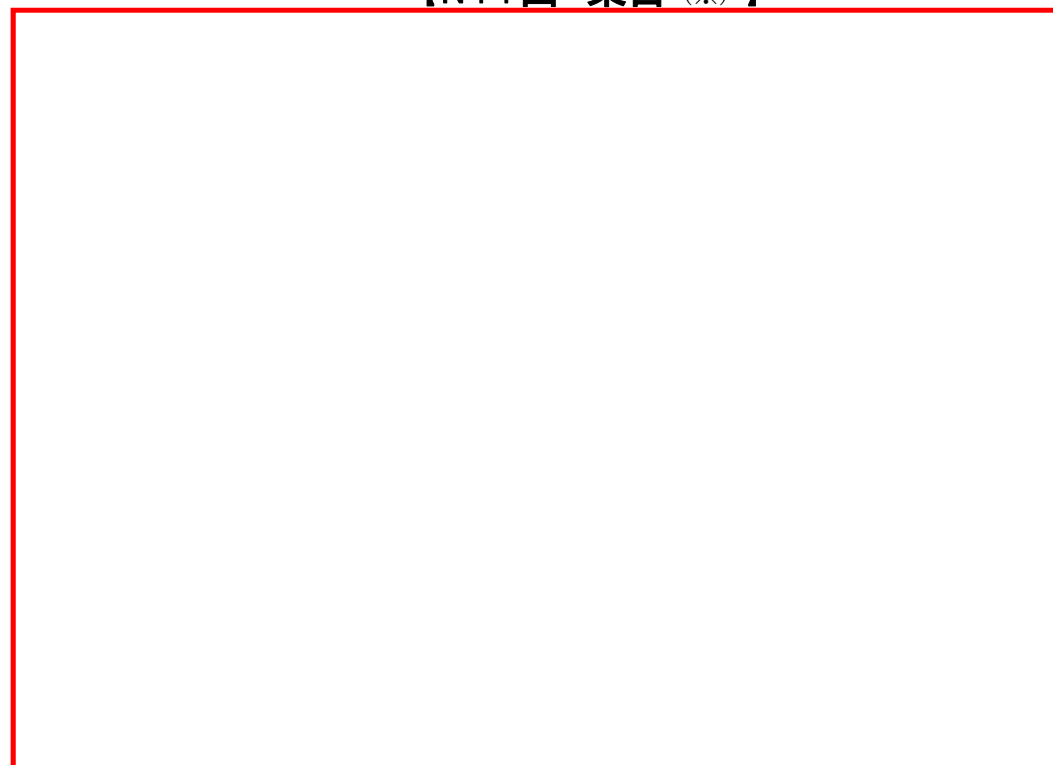
(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和5年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和6年度については、認可申請予定料金と接続料算定上の予測収容率を基に算定。令和7年度については、加入光ファイバは認可料金(ただし、令和6年度に考慮した乖離額を反映)と接続料算定上の予測収容率を基に算定その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定)

- **集合**における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和2年度から令和4年度までの変化としては、**NTT東では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額□円減少、卸料金は□円減少**している状況。
- なお、令和4年度から(会計整理前のため参考値として示された)令和5年度までの変動については、**NTT東で接続料相当額は□円上昇、卸料金は変化なし、NTT西で接続料相当額は□円上昇、卸料金は変化なし**となっている。

【NTT東 集合(※)】



【NTT西 集合(※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT東)
- 卸料金 (NTT東)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

- 小売料金 (NTT西)
- 卸料金 (NTT西)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

(注1) 小売料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和4年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和4年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和5年度については参考として令和5年11月30日時点の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和5年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和6年度については、認可申請予定料金と接続料算定上の予測収容率を基に算定。令和7年度については、加入光ファイバは認可料金(ただし、令和6年度に考慮した乖離額を反映)と接続料算定上の予測収容率を基に算定その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定)

○ **本研究会としては、第七次報告書において、**

今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと考えられるものの、**今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本による説明に対する指摘があった。**こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、**より一層丁寧な説明を行うことが適当**である。

また、第1章において述べたとおり、総務省においては、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当であるところ、合わせて、**本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうか**についても確認されなければならない。

この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、**卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当**である。

との考え方を示しているところ、今次検証結果について関係事業者にヒアリングを行うこととしてはどうか。

○ また、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により導入された、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない指定設備卸役務（**特定卸役務**）に関する規律について、施行（令和5年6月16日）後半年が経過したところ、制度の**運用状況等について確認すること**としてはどうか。

○ 特定卸役務に関する規律の運用状況等（（2）から（4）まで）については、合わせて、**移動通信分野における状況**についても確認すべきではないか。

ヒアリング事項(案)

卸料金検証について

（1）「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、**どのように考えるか。**（卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等）

指定設備卸役務に対する規律について

（2）令和4年電気通信事業法改正の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。

（3）卸元事業者・卸先事業者間の協議（固定通信分野については、団体協議を含む。）の状況はどうか。

（4）その他、制度について検討すべき点はあるか。

前回の検証結果の報告に係る関係事業者等の意見について

(研究会における事業者からの意見)

- 卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には需要動向、競争状況、市場価格等を勘案して決定されているとの説明があったが、そうであるなら、本検証を通じて卸料金の妥当性を評価することは難しい。
- 費用項目を列挙されても、必要性は理解できるものの、差分が妥当であるかどうかについてはコメントのしようがない。
- 卸料金が下がらない中で、光サービス卸の運営や卸先事業者の支援が効率的に実施されているか疑念がある。卸先事業者の要望を踏まえた対応については、費用対効果の観点で過剰・非効率な運用になっていないか、サービスの品質を卸先事業者が把握・検証できるようにすべき。
- 設備投資に関する説明については、接続料原価の一部である減価償却費との関係等が曖昧である。
- 本検証と合わせて、接続による代替性を高めることが必要であり、当協会（JAIPA）としては、光サービス卸の提供形態に対応する「ISP接続」の実現に向けて、NTT東日本・西日本との協議に取り組んでいきたい。

(研究会における構成員からの意見)

- 費用要素の一つひとつはコスト要因として理解できるが、定性的な説明であり、定量的なデータで検証しないと中身は理解できない。
- 単年度ではコストと卸料金がリンクしていないという説明だと思うが、その場合、予見性を高めるために、移動通信分野（におけるデータ接続料の将来原価方式による算定）でなされているように、1年後、2年後、3年後にこうなり得るということを出していただくなど、何か新しい工夫が必要となる可能性がある。
- NTT東日本とNTT西日本で市場環境が異なり、接続料相当額も異なるのであれば、東西で卸料金が同一であることにより、コストベースから離れてしまう。NTT東日本・西日本それぞれコストベースで卸料金を決めているわけではないと理解するが、やはり接続との代替性についてはもう少し議論が必要。
- 卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、（卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、）リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないか。

(本研究会第七次報告書(案)に対する意見募集(意見募集期間:令和5年7月1日~7月31日)における事業者からの意見)

- 検証結果について、卸料金の透明性の担保のため、より詳細な説明が必要。NTT東日本とNTT西日本で接続料相当額が異なるのに卸料金が同額であること、接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われないことに関して、詳細な説明を要望。
- 卸料金の透明性・公平性について検証するため、NTT東日本・西日本には情報提示や十分な説明をお願いしたい。
- NGNのISP接続に係るNTT東日本・西日本との協議については、長く中断された状況にあり、協議の再開に向けて、総務省の支援を要望。
- 次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況、卸料金の内容の合理性・適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えることを要望。
- 第六次報告書案に対する意見募集でも、NTT東日本・西日本がより一層丁寧を行うことが適当との考え方が示されているが、前回の検証でも十分な説明はなく、卸料金と接続料の一定の連動性が見られないことについても、説明が妥当との結論には至っていない。総務省においては、第六次報告書で示された考え方が反映されていないのであれば、例えば、卸料金の改定と合わせて、卸料金と接続料相当額の差分で回収する費用の比率等を示す等の更なる措置や検証方法の改善等について、必要な措置の検討に着手すべき。
- 検証においては、NTT東日本・西日本を含む自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分な考慮が必要。

(参考)光サービス卸の検証に係る状況について

これまでの検証結果の報告に係る関係事業者等の意見について

- 本研究会第六次報告書において、第52回会合（令和4年1月31日）の検証結果に関して次のとおり構成員から意見があった。
 - ・卸料金とコストがリニアに増減しないとすると、何をもち「卸料金と接続料相当額の差額は妥当」と判断しているのか。昨年の検証においては、接続料相当額と卸料金の推移が近似しているため差額は妥当と主張していたが、昨年と今回とで説明が変わったようにも思える。
 - ・コロナ禍で上場企業の利益率が全体的に低減した影響で自己資本利益率が低下したことにより、接続料が低下しているが、卸料金の原価にあたる接続料相当額もそれと並行して下がっていてもおかしくない。
これに対して、NTT東日本・西日本からは報告内容と同様、卸料金については、接続料相当額や営業コスト以外にも、需要動向や競争状況といった様々な要素も勘案して決定すべき旨の説明があった。
- また、本研究会第六次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和4年7月1日～8月1日）において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があった。
 - ・NTT東西より報告された光サービス卸の検証結果は十分な内容とはなっておらず、卸料金の透明性の担保のため、接続料相当額と卸料金の連動性等についてもより詳細な説明を要望。
 - ・卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には競争状況、市場価格などを考慮して決定されていることは、卸料金の妥当性の評価を難しくしていると考えられる。そもそもの問題は、接続による代替性が不十分なことが発端で、ガイドラインに基づく検証とあわせて、接続による利用を可能にしていけることが必要。
 - ・卸料金に含まれる「卸料金」と「接続料相当額」の差分の費用項目には、すべての卸先事業者が負担する卸料金で回収すべきではない項目が含まれており、NTT東西が卸料金と接続料相当額の差分について妥当とした自己評価は疑義が生じる。令和2年度の加入光ファイバに係る接続料は、平成29年度と比較して引下げが行われており、他の要素があったにしても当期間におけるコストの変動と卸料金の関係をNTT東西において適当と自己評価したことについても疑義が生じる。
 - ・検証により一定の透明性の担保に寄与したという考えには賛同。卸料金の引下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向が続くと考えられるため、NTT東西における検証をさらに透明性を高めて継続的に実施し、卸料金と接続料相当額が適正な関係になるよう追加的な施策の検討を要望。
 - ・卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要であると考え。この点、自らリスクを取って設備投資を行っている自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考える。
 - ・卸料金は接続料に比較し数パーセントの下げ幅にとどまっておらず、今後本研究会にて卸料金の妥当性が適切に検証されるよう要望。また監督官庁の指摘が無ければ見直しが行われなかったことを鑑みれば、接続料の引き下げに関する一定の規律も必要な時期が来ていると考える。
- 本研究会第五次報告書において、第42回会合（令和3年2月24日）の検証結果に関して次のとおり構成員から意見があった。
 - ・「その他の検証」で、費用項目が、詳細に出ており良いこと。通常物流における卸と小売の間でも、最近ではこのようなメニュープライシングのような形で交渉することが行われているので、非常に重要。
 - ・時系列検証において、2020年度の接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対して、卸料金が変わっておらずリンクが取れていない。卸と小売料金、卸と接続のリンクが思ったほどうまくいっておらず、接続料が下がっているのに卸料金が高止まりしており、リンクしていないとすれば、この代替性があまりないと言える。
これに対して、NTT東日本・西日本からは、卸役務に特化した要素があるので接続料が下がったことが必ずしも卸料金に反映されるわけではない旨及び卸料金の値下げを検討していきたい旨の説明があった。さらに、第44回会合で示された、構成員からの追加質問への回答において、NTT東日本・西日本から、2021年7月に卸料金の値下げを実施する旨についても説明が行われた。
- また、本研究会第五次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和3年7月2日～8月2日）において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があった。
 - ・光サービス卸の原価となるNTT東西の接続料について、当社試算では光サービス卸の提供開始時に比べ、卸料金と接続料の差額は拡大傾向である。接続料が下がった年度でも卸料金の値下げは必ずしも行われておらず、卸料金については接続料に連動して毎年見直すべきと考える。
 - ・光サービス卸が開始された2015年以降、毎年値下げが行われる接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額において必ずしも連動しておらず、光サービス卸の卸料金については、接続料との一定の連動性が確保されるべきものであり、今後も検証により値下げが実施されることを期待。
 - ・卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要。
 - ・自らリスクを取って設備投資を行っているNTT東西も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮することが必要。
 - ・卸のコストについて更なる精査、明確化が必要。特に、接続料で明確化されたそれぞれのコンポーネントごとに、卸に特化したコストについて明確化が必要。
 - ・卸料金と接続料は一概には比較できないものの、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよいものとする。
 - ・研究会において、コストの内訳を開示し、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査すべき。
 - ・卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにすべき。

代替性「不十分」の背景について

- 本研究会第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」とであると評価する背景について、次のとおり整理している。

ア．卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

イ．卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

ウ．指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。

卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、
 - ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
 - ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAで進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と指摘している。

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する**情報を総務大臣に届け出る義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の**交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備**として、

- **特定卸役務**（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）**を提供する義務、**
- 特定卸役務に関する**協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

総務大臣への届出義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）

役務を提供する義務

【特定卸役務の範囲】

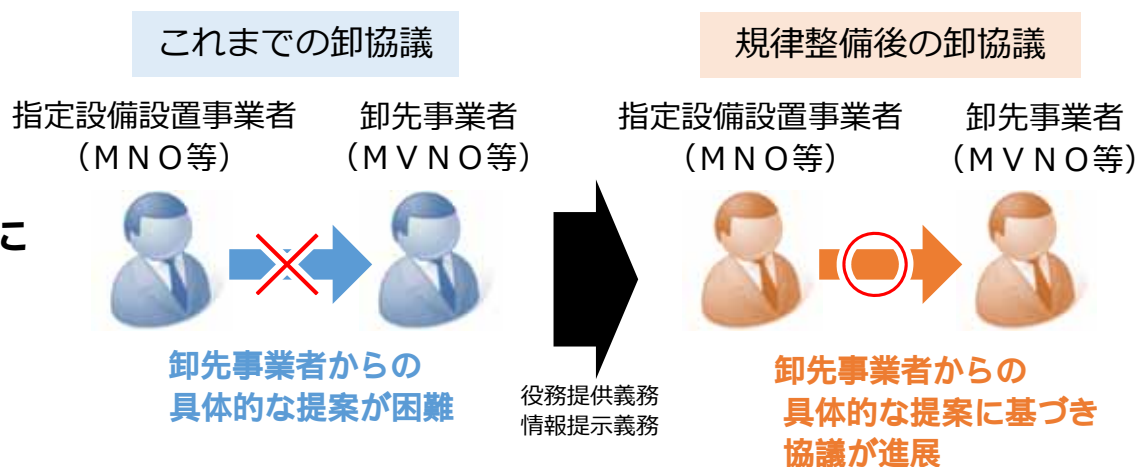
- ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
- ・ 全国BWA
- ・ FTTHアクセスサービス 等

協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

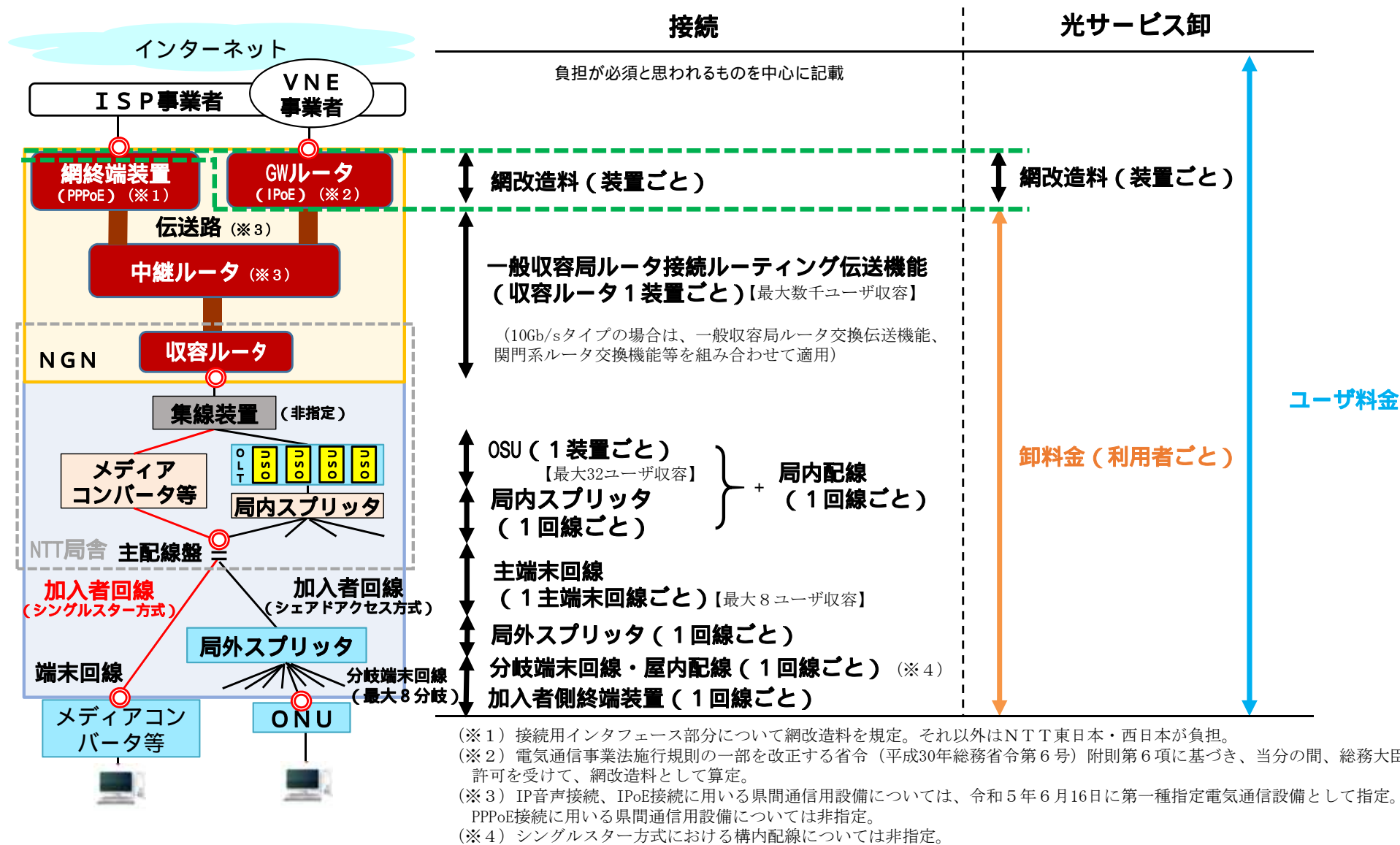
【提示する情報】

- ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
- ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>



- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、F T T Hアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ 1 装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1 主端末回線ごと（最大 8 ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。



加入光ファイバの接続料の推移

令和5年5月26日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部(第134回)
 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)について(諮問第3167号)資料より

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保することから、**令和5年度から令和7年度までの3年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**(第1号将来原価方式) **により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した報酬が回復したこと等に伴い令和5年度において大幅に上昇**する(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の生じていない**令和2年度接続料と概ね同水準**となる)ものの、**令和6年度以降、需要の増加が見込まれること等に伴い低減**していく。
- なお、今次申請においては、**光ファイバの耐用年数の見直し・報酬の算定方法の見直し**等が行われる。

